土木学会地震工学委員会
耐震基準小委員会　第２９回委員会議事録（案）

１．**日　時**：平成 14 年 2 月 28 日 14:00～16:50
２．**場　所**：土木学会会議室（三浜ビル５Ｆ）
出席者： 21 名

３．配布資料
　１）資料 28-1　耐震基準小委員会第 28 回議事録(案)
　２）資料 28-2　評定制度（建築）の概要について（竹中工務店　上村昌之氏）

４．議事内容
（１）耐震基準小委員会第 28 回議事録(案)の確認（資料 28-1）
耐震基準小委員会第 28 回議事録(案)について室野委員より説明があり、その内容が確認、了承された。
（２）地震工学委員会の報告
当麻委員長より、1 月 17 日に開催された地震工学委員会の概要報告があった。
・地震工学委員会の研究会で耐震設計ガイドライン(案)について報告した。
・今後、増刷して地震工学委員会の委員等に配布する予定である旨をコメントした。
・田村重四郎先生から、ダムの耐震に関して、現行の耐震設計法である震度法の実績や有効性に関連した意見があった。小長井先生からは、ダムの耐震に関してはダム専門機関（例：ダム工学会等）に照会してはどうかとの意見があった。
・後藤委員長からは、早く(案)が取れるよう協力したいとのコメントがあった。
・耐震設計ガイドライン(案)の英文化に関しては、ＩＳＯ対応特別委員会から 100 万円の英訳作業助成費の利用が可能である。
（３）耐震設計ガイドライン(案)の英文化
・“ ISO Seismic Action ”との関連性もあり、今後、耐震設計ガイドライン(案)の英文化を行う。
・箱書き部分だけの英訳、全部（175 ページ）の英訳ともに、一長一短あるので、まず、英訳を前提とした“ 簡略版 ”を整理し、その後に英訳作業を進める。
・“ 簡略版 ”については、道路橋仕方書（平成 8 年英訳版）が参考になる。
・英文化は、平成 14 年度の活動内容とし、“ 簡略版 ”の基本方針は幹事団で検討する。その後の英訳作業は、委員で分担して行う。
（４）耐震設計ガイドライン(案)の土木学会ホームページ掲載
・“ (案) ”を付したまま、土木学会ホームページに掲載する。
・ホームページ掲載に関しては、工藤委員と藤橋委員に対応していただく。
（５）耐震設計ガイドラインの出版（今後の取り組み）
・家村委員より、ホームページ掲載だけではなく、土木学会の出版物として販売してはどうかとの意見があり、これについて今後の取り組みとして検討する。
（６）メイリング・リストの作成

・土木学会では、電子会議の利用が現在できないとのことなので、メイリング・リストの作成を進める。

（７）減震･免震･制震構造設計法ガイドライン(案)と第九章

・家村委員より、減震･免震･制震小委員会は平成 13 年度で活動を終了し、また、第九章のとりまとめが間に合わなかったこともあり、減震･免震･制震構造設計法ガイドライン(案)の成果を第九章にバインディングし、今後のメンテンナンスが継続できるようにしてはどうかとの提案があり、その方向で第九章の充実を図るようにする。

・必要に応じて、減震･免震･制震小委員会で活動されていた方に、当小委員会に参加していただくようにする。

（８）ＷＧについて

①設計体系の見直し

・西村委員より、設計体系の見直しという表現からはテーマとして大変大きいような印象を受けるとの意見があり、これに関して、当麻委員長および沢田委員より“ レベル１地震動の検討 ”が主眼であるとの趣旨説明があった。

・３月 19 日にＷＧ開催予定

②性能設計審査

・審査に関する勉強会を念頭に置き、現在ＷＧ発足準備中である。

③性能設計技術資料集作成

・室野委員より、将来の出版を念頭に置くならば、技術者が欲しいと思う技術資料が何であるかをアンケート調査で把握することが有意義との提案があり、これについ、今後のＷＧ活動で検討する。

④ガイドラインメンテナンス

・(案)付きのホームページ掲載を進める。

・(案)を取った土木学会の出版物としての販売を目指す。

⑤ＷＧへの積極的参加

・ＷＧは希望者参加可能なので、各委員の積極的参加をお願いする。

（９）その他

・ダムの耐震に関しては、日本大ダム会議｢地震時のダム安全分科会｣で、“ 既設ダムの耐震性能照査の現状と課題 ”について報告書を取りまとめていることろであり、耐震設計ガイドライン(案)の記載については、日本大ダム会議でも既に承知しており、報告書にも引用させていただいている旨の状況説明な有賀委員よりあった。

・コンクリート委員会では、限界値に関する検討を行っており、構造物部材と地盤のシステム（連成系）の扱いが重要である旨の意見が村山委員よりあった。

（10）評定制度(建築)の概要について(資料 28-2)

建築構造物の構造評定/評価の現況について、竹中工務店の上村昌之氏に講演していただいた。主な質疑応答は、つぎのとおりであった。

Ｑ：“ 評価 ”と“ 評定 ”の相違は？

Ａ：建築物の高さや構造で用語が変わるが、審査内容としてはどちらも大差がない。

Ｑ：“ 資格 ”は？

Ａ：建築主事の資格が必要であり、建築主事は、行政機関における所定年数の業務経験

が要求される。

Q：民間建築も公共建築も構造審査は同じか？

A：第２国立劇場のように、公共自治体が自分で自分の建築物を設計した場合は、建築通知のみで良く、確認申請は不要になる。

Q：ＥＲＩの設立部隊は？

A：各ゼネコンが形成

Q：“ 部会 ” の構成員は大学人か？

A：半分は大学。半分は、設計事務所・行政。

Q：構造審査に要する期間は？

A：最短では一回の部会で済む事例があるが、通常は 2 ヶ月程かかる。

Q：評価・評定は、主査の先生の判断によるのか？

A：そのとおりであり、先生の興味により審査内容が若干異なることもある。

Q：建築物と地盤とのかかわりは？

A：超高層の場合は基礎の審査対象になるが、常に地盤を専門とする先生がいるとは限らない。その場合は、委員が専門家に依頼することがある。

Q：評定波以外の地震動を使うことはあるのか？

A：通常は、告示波を用いる。サイト波やセンター波を用いることもあるが、告示波のレベルは相当に大きく、告示波が支配的になる場合がおおいため。

Q：審査費用は？

A：構造審査の費用は、100～200 万円。（解析費用や資料作成費用、人件費は別途）

Q：民間の評価機関開設後、日本建築センターの仕事量は減ったのか？

A：日本建築センターは、建築確認申請業務もするようになった。大雑把には、民間は早い(高い)、特定行政庁は安い(遅い)という傾向がある。

（11）次回予定

・次回の予定については、幹事会で検討した後、後日連絡することとした。

以　上

（記録　有賀）